

学術研究をめぐる最近の動向について

目次

1. 学術の基本問題に関する特別委員会 これまでの議論の経緯について	1
2. 学術研究を巡る政府の動向に関して	4
① 「我が国の中長期を展望した科学技術の総合戦略に向けて」	5
○ 「我が国の中長期を展望した科学技術の総合戦略に向けて」 （中間報告）概要	6
○ 「我が国の中長期を展望した科学技術の総合戦略に向けて」 （中間報告要旨）	7
② 「新成長戦略（基本方針）」について	12
○ 「新成長戦略（基本方針）」【文部科学省関連部分抜粋】	13
③ 国立大学法人化の検証に関して	26
○ 国立大学法人の在り方に係る検証等について	27
○ 「国立大学法人の在り方」に対する意見募集	29
④ 大学院教育振興施策要綱の検証に関して	31
○ 大学分科会大学院部会の審議状況について	32
○ 大学院教育振興施策要綱の更なる検証について	34

1. 学術の基本問題に関する特別委員会
これまでの議論の経緯について

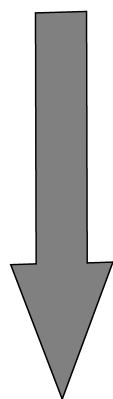
学術の基本問題に関する特別委員会 これまでの議論の経緯について

6月11日 学術の基本問題に関する特別委員会(第5回)

※ 学術の基本問題に関する委員会 これまでの審議の整理

8月25日 学術の基本問題に関する特別委員会(第6回)

※ 「第4期科学技術基本計画の策定に向けた意見のまとめ」
(論点例) をとりまとめ、学術分科会に提出。なお、論
点例については、学術分科会における議論を踏まえ、11
月に「第4期科学技術基本計画の策定に向けた意見のまと
め」として取りまとめられ、11月19日の基本計画特別
委員会にて報告。



10～11月 作業メンバー(別紙参照)での「学術の基本問題」
に関する論点の抽出・整理に向けた議論

2月19日 学術の基本問題に関する特別委員会(第7回)

※ 「学術の基本問題」に関する論点の抽出・整理をもとに、今
後の学術の振興方策について検討。

○ 政府の動向を踏まえつつ(2①～④参照)、今後の学術
の振興方策について検討

(別紙)

学術の基本問題に関する特別委員会 作業メンバー

(委員)

三宅 なほみ 東京大学大学院教育学研究科教授

(臨時委員)

家 泰 弘 東京大学物性研究所長

(専門委員)

中村 栄 一 東京大学大学院理学系研究科教授

沼尾 正 行 大阪大学産業科学研究所教授

(科学官)

喜連川 優 東京大学生産技術研究所教授

高山 博 東京大学大学院人文社会科学系研究科教授

(国立教育政策研究所)

松川 誠 司 総括研究官

(研究振興局)

山脇 良 雄 振興企画課長

石崎 宏 明 振興企画課学術企画室長

小谷 和 浩 研究環境・産業連携課技術移転推進室長

2. 学術研究を巡る政府の動向に関して

①「我が国の中長期を展望した科学技術の総合戦略に向けて」

- 「我が国の中長期を展望した科学技術の総合戦略
に向けて」（中間報告）概要

- 「我が国の中長期を展望した科学技術の総合戦略
に向けて」（中間報告要旨）

我が国の中長期を展望した科学技術の総合戦略に向けて(概要)

科学技術は人類生存の鍵を握る。科学は永遠の文化的価値を持ち、それに基づく技術は文明社会の礎である。限られた地球資源の中で、持続的な社会に資するイノベーションこそが国力の源泉となる。

科学技術を取り巻く諸情勢の変化

- 我が国及び世界を取り巻く諸情勢は、近年大きく変化しており、それに対応できる政府による舵取りが各国においてますます重要になっている。
- ・ 地球温暖化の進展、世界各地で発生する自然災害、感染症等の多発
 - ・ 世界規模での資源・エネルギー、食糧・水等の需要逼迫
 - ・ 国内で急速に進む少子高齢化・人口減少、国民一人当たりのGDPの低下
 - ・ 地球規模課題解決への貢献等に対する期待の高まり 等

諸外国の科学技術政策動向

- 近年、諸外国は、科学技術に関する取組を重点的・積極的に推進。日本がさらに引き離されるリスクが極めて大きい。
- ・ 米国は、「米国再生投資法」等に基づき研究開発投資を拡大(ハイリスク研究、医療エネルギー等に重点)、「米国イノベーション戦略」でGDP比3%の目標を提示
 - ・ EUは、FP7に基づき研究開発プログラム予算を大幅に拡充(GDP比3%を目標)
 - ・ 中国は、「国家中長期科学技術発展計画」で投資目標を設定 等

これまでの成果及び課題

- 科学技術振興により、これまでも人々の長寿やGDP向上等に大きく寄与している。今後ともそうあり続けるためには、継続的な投資と人材の育成が特に重要である。
- ・ 第3期基本計画期間も画期的な研究成果を創出(iPS細胞、宇宙探査・観測等)
 - ・ 政府研究開発投資は増加傾向にあるが、近年、伸び悩み傾向
 - ・ 大学等の若手ポスト減少、施設・設備整備、オープンイノベーション対応 等

我が国の科学技術政策に求められる基本姿勢

- 科学技術政策については、科学技術振興のみの政策ではなく、「**社会・公共**」のための政策の一つである。そのことを改めて明確にする。
- その上で、科学技術政策は、例えば、以下のような**国の政策全体の基本的方針と軌を一にして推進**する。
- i) 国民の誰もが安心した生活を送り、社会参画できるようにすることを目指す
 - ii) 雇用確保等を前提に、持続的・安定的な経済成長の実現を目指す
 - iii) 人類生存の危機に対処し、また世界各国との多面的な協力を目指す

科学技術政策により中長期的に目指すべき国の姿

- 左記の基本姿勢を踏まえ、科学技術政策によって我が国が中長期的に目指すべき国の姿を以下に設定する。
- ① **安心・安全で、質の高い社会及び国民生活を実現する国**
 - ② 様々な「制約」の中でも、**国際的優位性を保持しつつ、持続的な成長・発展を遂げる国**
 - ③ **世界各国と協調・協力し、地球規模問題の解決を先導する国**
 - ④ **多様性があり、世界最先端の「知」の資産を創出し続ける国**
 - ⑤ **科学技術を文化や文明の礎として育む国**

今後の科学技術政策における基本的方針

- 今後の科学技術政策は、以下の3つを基本的方針とする。
- ① **科学技術政策から「科学技術イノベーション政策」へと転換する**
「科学技術イノベーション(※)政策」は、以下の2つの観点を両輪として推進。
 - i) 科学技術による創造的・先端的な研究成果を創出し、それらを新たな価値の創造に結びつける
 - ii) 予め達成すべき課題を設定し、それらを実現するため、関連する科学技術を総合的に推進する
 - ② **科学技術イノベーション政策を「社会とともに創り、実現」する**
社会との関わりを深め、人文科学や社会科学も含めた総合的な政策の推進
 - ③ **科学技術イノベーション政策において「人と、人を支える組織の役割」を一層重視する**

(※) 科学的な発見や発明等による新たな知識を基にした知的・文化的価値の創造と、それらの知識を発展させて新たな経済的価値や社会的・公共的価値の創造に結びつけること

基礎科学力を大幅に強化する

1. **基礎科学力の強化に向けた研究の推進**
 - ・ 大学等の基盤的経費(運営費交付金、施設整備費補助金及び私学助成)の拡充
 - ・ 科学研究費補助金の拡充
 - ・ シーズを出口まで結びつける研究資金制度の整備、接続強化
2. **知識基盤社会をリードする創造的人材の育成**
 - ・ 大学院における教育研究の質の向上
 - ・ 大学院学生等への経済支援の充実、キャリアパスの多様化
 - ・ 若手研究者のポストの確保、テニュアトラック制の普及・定着
 - ・ 女性研究者や海外からの研究者等の登用・活躍促進
 - ・ 初等中等教育段階から児童生徒の才能を見出し伸ばす一貫した取組の推進
3. **創造的な研究の発展に向けた研究開発システムの改革**
 - ・ 競争的資金制度間の連続性確保、マネジメント体制の整備
 - ・ 研究資金の弾力的な管理・運用の推進(予算の複数年度化等)
 - ・ ハイリスク研究や新領域研究の積極的な評価・支援
 - ・ 公正・透明かつ効率性の高い評価体制の充実・強化
4. **大学等の教育研究力の強化**
 - ・ 大学等の教育研究の質の向上
 - ・ 研究活動を推進するための環境整備(知財専門職の確保等)
 - ・ 大学等の施設・設備、研究情報基盤の整備

重要な政策課題に優先的に対応する

1. **重要政策課題に対応した研究開発の推進**
 - ・ 重点推進4分野等の「分野での重点化」から、「目指すべき国の姿」の実現に向け、地球温暖化対策等の「課題(重要政策課題(仮称))」対応での重点化への転換
 - ・ 産学官協働で「重要政策課題(仮称)」毎の戦略策定及び府省横断的な研究開発の全体マネジメントを行う体制整備(イノベーション共創プラットフォーム(仮称)等)
 - ・ 5年程度の間にも、新たな世界市場の獲得等を目指す「科学技術イノベーション統合プログラム(仮称)」及び長期的視点から国自ら継続的に取り組むべき「国家戦略基幹技術プロジェクト(仮称)」の創設
2. **科学技術イノベーションの国際活動の推進**
 - ・ 先進国、新興国及び途上国との多層的な科学技術外交の推進(アジア・リサーチ・エリア構想(仮称)、ODAを活用した共同研究等)
 - ・ 頭脳循環(ブレインサーキュレーション)の促進(海外派遣・招聘)
3. **政策課題への対応等に向けた研究開発システムの改革**
 - ・ 「競争」と「協調」による新たな産学官の研究開発体制の構築
 - ・ 大学等や企業等が保有する特許等を研究に限り無償開放する仕組みの構築
 - ・ 地域の特色を活かしたイノベーションシステムの構築
 - ・ 研究成果の社会実装の促進(政府調達、研究開発機関と出口側機関の連携等)
4. **世界的な研究開発機関の形成及び先端研究基盤の整備**
 - ・ 新たな研究開発法人制度の検討、世界トップレベルの研究開発拠点の形成
 - ・ 先端研究施設・設備、知的基盤等の整備及び利用促進

社会と科学技術イノベーションとの関係を深化させる

1. **社会・国民と科学技術イノベーションとの連携強化**
 - ・ 国民が参画して議論を行う場の形成(「重要政策課題(仮称)」や、科学技術イノベーション政策に関する国民の意見の把握等)
 - ・ 科学技術の成果等について大学等や公的研究機関、博物館・科学館等と国民との間で双方向の対話を行う「科学技術コミュニケーション活動」等の推進
 - ・ 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への対応
2. **科学技術イノベーション政策に関する企画立案・推進機能の強化**
 - ・ 科学技術イノベーション政策を統括する機能の強化
 - ・ 研究開発戦略策定及び総合調整機能の強化
 - ・ 科学技術イノベーション政策に関わる調査・分析機能の強化
 - ・ 計画等の評価及び見直し等の実施
3. **科学技術イノベーション政策の実効性の確保**
 - ・ 科学技術政策に関する個別の推進戦略等における目標、実施主体等の可能な限りの明確化
 - ・ 政策等を科学的な観点から評価・検証する取組の推進
 - ・ イノベーションを阻む隘路の解消(医療分野等の規制に関する科学的な審査指針・基準の策定に向けた取組(レギュラトリーサイエンス)の推進等)
 - ・ 社会・国民と科学技術イノベーションをつなぐ人材の養成・確保(マネジメント人材、研究開発機関と出口側との橋渡し人材、科学技術コミュニケーター等)
 - ・ 学協会等の活動の促進

政府研究開発投資を拡充する

第2期基本計画(24兆円)、第3期基本計画(25兆円)の研究開発投資の目標設定の考え方(最終年度に対GDP比1%達成)やこれまでの投資実績に加えて、諸外国と比較して我が国の政府研究開発投資が低い現状、さらに近年、米国をはじめ諸外国の科学技術関連投資が大幅な拡充傾向にあること等を総合的に勘案して、**政府研究開発投資の一層の拡充を図るべく、「政府研究開発投資の対GDP比1%の確保」を基本として、投資総額を明示。**

我が国の中長期を展望した科学技術の総合戦略に向けて

～ポスト第3期科学技術基本計画における重要政策～

(要旨)

平成21年12月25日

科学技術・学術審議会

基本計画特別委員会

- 「知」の創出、科学技術による飛躍的なイノベーション、優れた人材の育成こそが将来に向けた国力の源泉である。また、我が国は世界規模の問題に対して科学技術を基にした国際協調力をもって貢献するとともに、科学技術の力で自律的に存立すべきである。
- 一方で、科学技術は、短期的な視点や経済的利益のみの視点から論じられるべきものではなく、未来への先行投資として中長期的な視点で「社会総がかり」で取り組むべきものである。また、科学技術は世界との競争であり、国際的なベンチマークに基づき、世界水準を超える取組でなければ、激しい競争に勝つことはできない。
- このため、時代や世界の大きな変化に対応しつつ、社会・国民に夢と希望をもたらし、社会・国民の理解と共感を得られる科学技術の推進に向け、新たな科学技術政策を国家戦略の一つとして策定し、強力に推進すべきである。

1. これからの科学技術政策に関する基本認識

- ・ 我が国及び世界を取り巻く諸情勢は近年大きく変化しており、それに対応できる政府の舵取りが一層重要となる。特に、近年、諸外国は科学技術に関する取組を重点的・積極的に推進しており、我が国が引き離されるリスクは極めて大きい。
- ・ これまでも科学技術振興により、人々の長寿やGDP向上等、国民生活や人類の繁栄に大きく寄与してきた。今後の更なる発展を目指して、政策の成果と課題を検証し、政策を常に進化させていくことが必要である。
- ・ 我が国の科学技術政策は、「社会・公共のための政策」の一つであるということを改めて明確にし、社会・国民との関わりを深めつつ、科学技術によるイノベーションを通じた持続可能で豊かな社会、国、さらには世界づくりを目指す政策へと発展させていくべきである。

<科学技術政策により「目指すべき国の姿」>

科学技術政策を中長期的な視点で立案・推進していくため、政策の大目標として5つの「目指すべき国の姿」を設定。

- ① 安心・安全で、質の高い社会及び国民生活を実現する国
- ② 様々な「制約」の中でも、国際的優位性を保持しつつ、持続的な成長・発展を遂げる国
- ③ 世界各国と協調・協力し、地球規模問題の解決を先導する国
- ④ 多様性があり、世界最先端の「知」の資産を創出し続ける国
- ⑤ 科学技術を文化や文明の礎として育む国

＜今後の科学技術政策における3つの基本的方針＞

① 科学技術政策から「科学技術イノベーション政策」へと転換する

科学技術の一層の推進はもとより、社会ニーズ等に基づく重要な政策課題の解決を目指す観点から、科学技術政策と、科学技術に関連するイノベーションのための政策とを組み合わせた総合政策へと転換する。

② 科学技術イノベーション政策を「社会とともに創り、実現」する

「社会・公共のための政策」として、社会・国民の幅広い参画とともに、理解と信頼を得ていくための取組を推進。また、科学技術イノベーションに向け、人文科学や社会科学とも連携し、幅広い取組を推進する。

③ 科学技術イノベーション政策において「人と、人を支える組織の役割」を一層重視する

第3期基本計画における基本姿勢である「モノから人へ、機関における個人の重視」の考え方を更に発展・強化し、「人材の育成・確保」と、イノベーションにおいて重要な「人と人のつながり」を支える組織の役割を重視する。

2. 科学技術基本計画に基づく政策の発展

① 第1期基本計画

- ・ 研究開発システムの構築、ポストドクターの支援等

② 第2期、第3期基本計画

- ・ 「科学技術の戦略的重点化」の推進（重点4分野、戦略重点科学技術等）
- ・ 競争的資金の拡充、人材の養成・確保・活躍促進に向けた取組
- ・ 社会・国民に支持される科学技術の推進

③ ポスト第3期基本計画

- ・ 「基礎科学力の強化」と「重要な政策課題への対応」を車の両輪として推進
- ・ 従来の「分野別の重点化」の考え方から、地球温暖化対策等の「課題対応での重点化」に転換
- ・ 基礎科学力の強化に向けた創造的人材と、イノベーションのための多様な人材の養成・確保
- ・ 社会との双方向での連携等、「社会・公共政策」としての新たな取組の推進

3. ポスト第3期基本計画としての科学技術の総合戦略に向けた主要事項

（1）基礎科学力の強化

我が国の持続的な成長発展や人類の存続に関わる諸課題の解決に向け、新たな知的資産の獲得等を目指す研究や、その担い手たる創造的人材の育成、研究発展のための制度改革等を推進し、科学技術先進国としての長期的視野での基盤と源泉を確保する。

① 基礎科学力の強化に向けた研究の推進

- ・ 知的資産の獲得、イノベーションにつながる創造的研究を一層支援（基盤的経費や科学研究費補助金の拡充等）。併せて、研究者の社会に対する説明責任を強化。

② 知識基盤社会をリードする創造的人材の育成

- ・ 大学院における教育プログラムの基本的事項の提示、大学と産業界の協働によるカリキュラム作成、大学教員の人材育成に係る意識改革等を推進。
- ・ 大学院生への経済的支援の充実（T A、R A等の給付型経済的支援の大幅拡充等）と、修了後のキャリアパスの多様化を促進（研究管理関連職や知財関連職、産学連携コーディネーター、キャリアパス拡大に向けた人材育成）。
- ・ テニュアトラック制の導入、女性研究者の登用（数値目標の設定等）、海外からの研究者の登用等を促進。
- ・ 初等中等教育段階における理数教育の充実（教員の指導力向上、才能を見出し伸ばす取組）。

③ 独創的な研究の発展に向けた研究開発システムの改革

- ・ 競争的資金制度間の連続性の確保や、ハイリスク研究、異分野融合研究等への支援、研究資金の一層の弾力的な管理・運用等、創造的な研究開発システムの整備。
- ・ 研究開発評価の効率化等、評価システムの改善と評価文化の醸成。

④ 大学等の教育研究力の強化

- ・ 研究活動を効果的に推進するための体制整備（研究管理専門職や研究技術専門職等）や大学等の施設・設備の整備及び共同利用・共同研究を推進。

（２）重要な政策課題への対応

国が政策的に推進すべき研究開発は、社会・国民に対する成果の提供を第一義として、我が国や世界各国が解決すべき重要な問題に対応すべく重点的に推進する。

特に、研究開発の重点化については、これまで2期10年間にわたって進められてきた「分野別の重点化」の成果を活かしつつも、「課題対応での重点化」へと大きく転換する。

また、アジア諸国との協力を重視し、共同プロジェクトの実施等を通じ、アジアにおけるリーダーシップを発揮するとともに、科学技術外交を多層的に展開。さらに、研究開発実施体制を強化する。

① 重要な政策課題に対応した研究開発の推進

- ・ 「目指すべき国の姿」に対応した地球温暖化対策等の「重要政策課題（仮称）」を10数件程度設定し、各「重要政策課題（仮称）」への対応に向けて必要となる研究開発への重点化を図る。
- ・ これらの研究開発の総合的な推進に向け、産学官の協働の下、府省横断的な研究開発戦略の策定及び研究開発体制の整備による総合力の発揮（「イノベーション共創プラットフォーム（仮称）」及び「戦略マネジャー（仮称）」による実効性あるマネジメント）。

- ・ さらに「重要政策課題（仮称）」に対応した個別の研究開発課題の中で、以下について特に厳選して集中投資。

i) 「科学技術イノベーション統合プログラム（仮称）」

5年程度の間にも新たな世界市場の獲得等を目指す研究開発（3～5課題程度）。

ii) 「国家戦略基幹技術プロジェクト（仮称）」

我が国の独自性・自立性や安全の確保等、長期的視点から国自ら研究開発に継続的に取り組む必要のある研究開発。

② 科学技術イノベーションの国際活動の推進

- ・ 各国との多層的な科学技術外交の推進。特に、アジア諸国との協力を重視し、研究ファンドの設置や大型共同研究プロジェクトの実施等を通じて、将来の東アジア共同体構想を科学技術面で先導（「アジア・リサーチ・エリア構想（仮称）」の検討）。
- ・ 若手研究者をはじめ、人材の国際循環を促進（ブレインサーキュレーション）。

③ 政策課題への対応等に向けた研究開発システム改革

- ・ 産学官連携の「場」の形成と、イノベーションのための協働や、地域イノベーションシステムの強化、研究目的に限って特許等は無償開放する仕組みの整備等。
- ・ 初期需要の創出による研究成果の社会実装促進（分野を限定した公共調達枠の設定等）。
- ・ イノベーションの阻害要因となる隘路解消に向けた取組の推進。

④ 世界的な研究開発機関の形成及び先端研究基盤の整備

- ・ 研究開発能力を一層高める観点から、新たな研究開発法人制度の検討。
- ・ 世界トップレベルの研究拠点の形成や、世界最先端の研究施設・設備の整備・共用の促進。

(3) 社会と科学技術イノベーションとの関係深化

社会と科学技術イノベーションとの双方向での関わりを深めるとともに、政策の実行機能や、他の政策との連携による相乗効果を高めつつ、「社会・公共政策」の一つとしての大きな役割を果たすための取組を推進する。

① 社会と科学技術イノベーションとの連携強化

- ・ 政策への国民参画の促進。
- ・ 科学技術の進展に伴い生じる倫理的・法的課題等（生命倫理、個人情報保護等）への対処や、影響評価（テクノロジーアセスメント）等への取組推進。
- ・ 科学技術コミュニケーション活動の推進。

② 科学技術イノベーション政策に関する企画立案・推進機能の強化

- ・ 科学技術を内閣の意思として推進するための強力な統括組織の整備と、その下での国の科学技術関係予算の総額確保と総合調整機能の強化。

③ 科学技術イノベーション政策の実効性の確保

- ・ 社会・国民と科学技術イノベーションをつなぐ人材の養成・確保（研究開発マネジメント人材、基礎的・基盤的な研究成果と産業界や社会との間の橋渡しを担う人材、科学技術コミュニケーター等）。

（４）政府研究開発投資の在り方

米国やEU各国等の先進国のみならず、中国等の新興国も含め、研究開発投資を大幅に拡充。一方、我が国ではここ数年、科学技術への投資は横ばいで推移し、特に平成22年度の国の当初予算においては科学技術振興費が対前年比で減額となるなど、他国との差がさらに広がる危機的な状況にある。

また、我が国においては、国全体の研究開発費における政府負担割合が他国に比べて低く（2007年度で政府17.4%、民間82.5%）、この点でも他国に比べて大きく後れている。このため、科学技術こそ国を支える生命線との認識に立ち、対GDP比1%の政府研究開発投資を確保することを基本として投資総額を明示的に掲げ、大胆な投資により科学技術イノベーション政策を強力に推進すべきである。

② 「新成長戦略（基本方針）」について

「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月30日閣議決定）

【文部科学省関連部分抜粋】

2. 6つの成長分野の基本方針と目標とする成果

強みを活かす成長分野

（1）グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

【2020年までの目標】

『50兆円超の環境関連新規市場』、『140万人の環境分野の新規雇用』、『日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を13億トン以上とすること（日本全体の総排出量に相当）を目標とする』

【主な施策】

- 電力の固定価格買取制度の拡充等による再生可能エネルギーの普及
- エコ住宅、ヒートポンプ等の普及による住宅・オフィス等のゼロエミッション化
- 蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化など、革新的技術開発の前倒し
- 規制改革、税制のグリーン化を含めた総合的な政策パッケージを活用した低炭素社会実現に向けての集中投資事業の実施

（グリーン・イノベーションによる成長とそれを支える資源確保の推進）

電力の固定価格買取制度の拡充等による再生可能エネルギー（太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等）の普及拡大支援策や、低炭素投融資の促進、情報通信技術の活用等を通じて日本の経済社会を低炭素型に革新する。安全を第一として、国民の理解と信頼を得ながら、原子力利用について着実に取り組む。

蓄電池や次世代自動車、火力発電所の効率化、情報通信システムの低消費電力化など、革新的技術開発の前倒しを行う。さらに、モーダルシフトの推進、省エネ家電の普及等により、運輸・家庭部門での総合的な温室効果ガス

削減を実現する。

電力供給側と電力ユーザー側を情報システムでつなぐ日本型スマートグリッドにより効率的な電力需給を実現し、家庭における関連機器等の新たな需要を喚起することで、成長産業として振興を図る。さらに、成長する海外の関連市場の獲得を支援する。

リサイクルの推進による国内資源の循環的な利用の徹底や、レアメタル、レアアース等の代替材料などの技術開発を推進するとともに、総合的な資源エネルギー確保戦略を推進する。

(2) ライフ・イノベーションによる健康大国戦略

【2020年までの目標】

『医療・介護・健康関連サービスの需要に見合った産業育成と雇用の創出、新規市場約45兆円、新規雇用約280万人』

【主な施策】

- 医療・介護・健康関連産業の成長産業化
- 日本発の革新的な医療技術、医薬品、医療・介護機器の研究開発推進
- 医療・介護・健康関連産業のアジア等海外市場への展開促進
- バリアフリー住宅の供給促進
- 医療・介護サービスの基盤強化

(日本発の革新的な医療・介護技術の研究開発推進)

安全性が高く優れた日本発の革新的な医薬品、医療・介護技術の研究開発を推進する。産官学が一体となった取組や、創薬ベンチャーの育成を推進し、新薬、再生医療等の先端医療技術、情報通信技術を駆使した遠隔医療システム、ものづくり技術を活用した高齢者用パーソナルモビリティ、医療・介護ロボット等の研究開発・実用化を促進する。その前提として、ドラッグラグ、

デバイスラグ解消は喫緊の課題であり、治験環境の整備、承認審査の迅速化を進める。

(不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化)

高齢者が元気に活動している姿は、健全な社会の象徴であり、経済成長の礎である。しかし、既存の制度や供給体制は、近年の急速な高齢化や医療技術の進歩、それに伴う多様で質の高いサービスへの需要の高まり等の環境変化に十分に対応できていない。高齢者が将来の不安を払拭し、不安のための貯蓄から、生涯を楽しむための支出を行えるように医療・介護サービスの基盤を強化する。

具体的には、医師養成数の増加、勤務環境や処遇の改善による勤務医や医療・介護従事者の確保とともに、医療・介護従事者間の役割分担を見直す。また、医療機関の機能分化と高度・専門的医療の集約化、介護施設、居住系サービスの増加を加速させ、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備する。

これらの施策を進めるとともに、持続可能な社会保障制度実現に向けた改革を進めることで、超高齢社会に対応した社会システムを構築し、2020年までに医療・介護・健康関連サービスの需要に見合った産業育成と雇用の創出により、新規市場約45兆円、新規雇用約280万人を目標とし、全ての高齢者が、家族と社会のつながりの中で生涯生活を楽しむことができる社会をつくる。また、日本の新たな社会システムを「高齢社会の先進モデル」として、アジアそして世界へと発信していく。

【2020年までの目標】

『アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を構築』、『アジアの成長を取り込むための国内改革の推進、ヒト・モノ・カネの流れ倍増』、『「アジアの所得倍増」を通じた成長機会の拡大』

【主な施策】

- 2010年のAPECホスト国として貿易・投資の自由化を積極的に推進、我が国としてのFTAAPの道筋（ロードマップ）策定
- アジア諸国と共同で日本の「安全・安心」の国際標準化を推進
- 官民あげての鉄道、水、エネルギーなどのインフラ整備支援や環境共生型都市の開発
- 羽田の24時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備
- ヒト・モノ・カネの流れを阻害する規制の大胆な見直し

～「架け橋国家」として成長する国・日本～

（アジア市場一体化のための国内改革、日本と世界とのヒト・モノ・カネの流れ倍増）

同時に、日本国内においても、アジアを中心に世界とのヒト・モノ・カネの流れの障壁をできるだけ除去することが必要である。ヒト・モノ・カネの日本への流れを倍増させることを目標とし、例えば、その流れの阻害要因となっている規制を大胆に見直すなど、日本としても重点的な国内改革も積極的に進める。具体的には、羽田の24時間国際拠点空港化やオープン・スカイ構想の推進、ポスト・パナマックス船対応の国際コンテナ・バルク戦略港湾の整備等により、外国人観光客やビジネスマン等のヒトの流れやモノの流れを作り出す。また、外国人留学生の受入れ拡大、研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備を行うほか、貿易関連手続の一層の円滑化を図るとともに、海外進出した企業が現地であげた収益を国内に戻しやすくする。加えて、金融や運輸等のサービス分野の国際競争力を強

化し、その流れの円滑化を図る。さらには、アジアや世界との大学・科学技術・文化・スポーツ・青少年等の交流・協力を促進しつつ、国際的に活躍できる人材の育成を進める。

（「アジア所得倍増」を通じた成長機会の拡大）

これらを通じて、アジアの一員としてアジア全体の活力ある発展を促し、アジア市場における取引活動を拡大させ、アジアの所得倍増に貢献することでアジアの市場と一体化しつつ、日本の大きな成長機会を創出する。拡大したアジア市場に対して、日本のコンテンツ、デザイン、ファッション、料理、伝統文化、メディア芸術等の「クリエイティブ産業」を対外発信し、日本のブランド力の向上や外交力の強化につなげるとともに、著作権の侵害対策についても国際的に協調して取り組む。

加えて、都市化・地球環境・地球規模での格差の解消など、世界規模の問題を共に解決していくことにも貢献する。

（４）観光立国・地域活性化戦略

～観光立国の推進～

【2020年までの目標】

『訪日外国人を2020年初めまでには2500万人、将来的には3000万人。2500万人による経済波及効果約10兆円、新規雇用56万人』

【主な施策】

- 訪日観光査証の取得容易化
- 休暇取得の分散化など「ローカル・ホリデー制度」（仮称）の検討

（観光は少子高齢化時代の地域活性化の切り札）

我が国は、自然、文化遺産、多様な地域性等豊富な観光資源を有しており、

観光のポテンシャルは極めて高い。例えば、南国の台湾の人々は雪を見に北海道を訪ね、欧州の人々は伝統文化からポップカルチャーまで日本の文化面に関心を持ち、朝の築地市場など生活文化への関心も高くなっている。このように、日本を訪れる外国人の間では、国によって訪れる場所や楽しむ内容に大きな相違があるが、その多様性を受け入れるだけの観光資源を地方都市は有している。また、日本全国には、エコツーリズム、グリーンツーリズム、産業観光など観光資源が豊富にあり、外国人のみならず、日本人にとっても魅力的な観光メニューを提供することができる。公的支出による地域活性化を期待することが難しい現在、人口減少・急激な少子高齢化に悩む地方都市にとって、観光による国内外の交流人口の拡大や我が国独自の文化財・伝統芸能等の文化遺産の活用は、地域経済の活性化や雇用機会の増大の切り札である。

～地域資源の活用による地方都市の再生、成長の牽引役としての大都市の再生～

【2020年までの目標】

『地域資源を最大限活用し地域力を向上』

『大都市圏の空港、港湾、道路等のインフラの戦略的重点投資』

【主な施策】

- 定住自立圏構想の推進、過疎地域の自立・活性化支援
- 特区制度を活用した都市再生・地域再生
- 大都市圏のインフラの整備におけるPFI、PPPの活用

(地域政策の方向転換)

この10年間、大都市への人口集中が進む一方で、地方の中心市街地はシャ

ッター通りと化し、地域経済の地盤沈下が著しい。このような地方都市の状況は結果として国全体の成長のマイナス要因となってきた。地方都市が空洞化した背景には、これまでの国の地域振興策が、「選択と集中」の視点に欠け、ハコモノ偏重で、地方の個性を伸ばし自立を促してこなかったことに他ならない。一方で、地方にはその土地固有の歴史と文化・芸術がある。例えば、フランスで最も住みやすい街として知られるナント市が、かつての産業・工業都市から歴史遺産の「文化」と「芸術」により都市の再生を果たしたように、これからの国の地域振興策は、NPO 等の「新しい公共」との連携のもとで、特区制度等の活用により、地方の「創造力」と「文化力」の芽を育てる施策に転換しなければならぬ。

(5) 科学・技術立国戦略

【2020 年までの目標】

『世界をリードするグリーン・イノベーションとライフ・イノベーション』、『独自の分野で世界トップに立つ大学・研究機関の数の増』、『理工系博士課程修了者の完全雇用を達成』、『中小企業の知財活用の促進』、『情報通信技術の活用による国民生活の利便性の向上、生産コストの低減』、『官民合わせた研究開発投資をGDP比4%以上』

【主な施策】

- 大学・公的研究機関改革の加速、若手研究者の多様なキャリアパス整備
- イノベーション創出のための制度・規制改革
- 行政のワンストップ化、情報通信技術の利活用を促進するための規制改革

～「知恵」と「人材」のあふれる国・日本～

(科学・技術力による成長力の強化)

人類を人類たらしめたのは科学・技術の進歩に他ならない。地球温暖化、感染症対策、防災などの人類共通の課題を抱える中、未来に向けて世界の繁

栄を切り拓くのも科学・技術である。

我が国は、世界有数の科学・技術力、そして国民の教育水準の高さによって高度成長を成し遂げた。しかし、世界第二の経済大国になるとともに、科学・技術への期待と尊敬は薄れ、更なる高みを目指した人材育成と研究機関改革を怠ってきた。我が国は、今改めて、優れた人材を育成し、研究環境改善と産業化推進の取組を一体として進めることにより、イノベーションとソフトパワーを持続的に生み出し、成長の源となる新たな技術及び産業のフロンティアを開拓していかなければならない。

(研究環境・イノベーション創出条件の整備、推進体制の強化)

このため、大学・公的研究機関改革を加速して、若者が希望を持って科学の道を選べるように、自立的研究環境と多様なキャリアパスを整備し、また、研究資金、研究支援体制、生活条件などを含め、世界中から優れた研究者を惹きつける魅力的な環境を用意する。基礎研究の振興と宇宙・海洋分野など新フロンティアの開拓を進めるとともに、シーズ研究から産業化に至る円滑な資金・支援の供給や実証試験を容易にする規制の合理的見直しなど、イノベーション創出のための制度・規制改革と知的財産の適切な保護・活用を行う。科学・技術力を核とするベンチャー創出や、産学連携など大学・研究機関における研究成果を地域の活性化につなげる取組を進める。

科学・技術は、未来への先行投資として極めて重要であることから、2020年度までに、官民合わせた研究開発投資をGDP比の4%以上にする。他国の追従を許さない先端的研究開発とイノベーションを強力かつ効率的に推進していくため、科学・技術政策推進体制を抜本的に見直す。また、国際共同研究の推進や途上国への科学・技術協力など、科学・技術外交を推進する。

これらの取組を総合的に実施することにより、2020年までに、世界をリードするグリーン・イノベーション（環境エネルギー分野革新）やライフ・イノベーション（医療・介護分野革新）等を推進し、独自の分野で世界トップに立つ大学・研究機関の数を増やすとともに、理工系博士課程修了者の完全雇用を達成することを目指す。また、中小企業の知財活用を促進する。

～ IT立国・日本～

（情報通信技術の利活用による国民生活向上・国際競争力強化）

我が国の情報通信技術は、その技術水準やインフラ整備の面では世界最高レベルに達しているが、その利活用は先進諸外国に遅れを取っており、潜在的な効果が実現されていない。

個人情報保護、セキュリティ強化などの対策を進めて国民の安心を確保しつつ、情報通信技術を使いこなせる人材の育成などを強化して情報通信技術の利活用を徹底的に進め、国民生活の利便性の向上、情報通信技術に係る分野の生産性の伸び3倍増、生産コストの低減による国際競争力の強化、新産業の創出に結びつける。行政の効率化を図るため、各種の行政手続の電子化・ワンストップ化を進めるとともに、住民票コードとの連携による各種番号の整備・利用に向けた検討を加速する。子ども同士が教え合い、学び合う「協働教育」の実現など、教育現場や医療現場などにおける情報通信技術の利活用によるサービスの質の改善や利便性の向上を全国民が享受できるようにするため、光などのブロードバンドサービスの利用を更に進める。加えて、温室効果ガス排出量の削減、事業活動の効率化、海外との取引拡大、チャレンジの就労推進等の観点からも情報通信技術の利活用を推進する。あわせて、情報通信技術利活用を促進するための規制・制度の見直しを行うこととする。

(6) 雇用・人材戦略

～「出番」と「居場所」のある国・日本～

【2020年までの目標】

○以下の項目について、雇用戦略対話等を踏まえ具体的目標を定める。

『若者フリーター約半減』、『ニート減少』、『女性M字カーブ解消』、『高齢者就労促進』、『障がい者就労促進』、『ジョブ・カード取得者300万人』、『有給休暇取得促進』、『最低賃金引上げ』、『労働時間短縮』

【主な施策】

- 若者・女性・高齢者・障がい者の就業率向上
- 「トランポリン型社会」の構築
- ジョブ・カード制度の「日本版NVQ（職業能力評価制度）」への発展
- 地域雇用創造と「ディーセント・ワーク」の実現

（国民参加と「新しい公共」の支援）

国民すべてが意欲と能力に応じ労働市場やさまざまな社会活動に参加できる社会（「出番」と「居場所」）を実現し、成長力を高めていくことに基本を置く。

このため、国民各層の就業率向上のために政策を総動員し、労働力人口の減少を跳ね返す。すなわち、若者・女性・高齢者・障がい者の就業率向上のための政策目標を設定し、そのために、就労阻害要因となっている制度・慣行の是正、保育サービスなど就労環境の整備等に2年間で集中的に取り組む。

また、官だけでなく、市民、NPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍できる「新しい公共」の実現に向けて、円卓会議を設けて、民間（市民、NPO、企業等）の声を聞きつつ、本格的に取り組む。

～子どもの笑顔あふれる国・日本～

【2020年までの目標】

『誰もが安心して子どもを産み育てられる環境の実現による出生率の継続的上昇を通じ、人口の急激な減少傾向に歯止め』

『速やかに就学前・就学期の待機児童を解消』

『出産・子育ての後、働くことを希望するすべての人が仕事に復帰』

『国際的な学習到達度調査で常に世界トップレベルの順位へ』

【主な施策】

- 幼保一体化を含む各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進
- 育児休業の取得期間・方法の弾力化（育児期の短時間勤務の活用等）
- 教員の質の向上、民間人の活用を含めた地域での教育支援体制の強化
- 高等教育の充実
- 子どもの安全を守るための社会環境の整備

（人口減少と超高齢化の中での活力の維持）

70年代後半以降、出生率が低下傾向に転じ、深刻な少子化が顕在した90年代以降、累次の対策が講じられたが、公的支出や制度・規制改革において抜本的な対策が実施されず、少子化傾向に歯止めがかかっていない。2005年には日本の総人口は減少に転じ、現在の出生率の見通しのままでは2050年の人口は9,500万人と推計される。将来にわたって、良質な労働力を生み出し、日本の活力を維持するために、今こそ大きな政策転換が求められる。

このため、子ども手当の支給や高校の実質無償化を実行に移し、すべての子どもたちの成長を支える必要がある。また、子育て世代は、消費性向が高く、これらの支援は消費拡大・需要創出の面からも効果が高い上、子ども関連産業の成長にも高い効果をもたらす。

誰もが安心して子どもを産み育てられる環境を実現することは、女性が働き続けることを可能にするのみならず、女性の能力を発揮する機会を飛躍的に増加させ、新たな労働力を生み出すとともに、出生率の継続的上昇にもつながり、急激な人口減少に対する中長期的不安を取り除くことになる。また、子どもの安全を守り、安心して暮らせる社会環境を整備する。

このため、幼保一体化の推進、利用者本位の保育制度に向けた抜本的な改革、各種制度・規制の見直しによる多様な事業主体の参入促進、放課後児童クラブの開所時間や対象年齢の拡大などにより、保育の多様化と量的拡大を図り、2020年までに速やかに就学前・就学期の潜在需要も含めた待機児童問題を解消する。また、育児休業の取得期間・方法の弾力化（育児期の短時間勤務の活用等）、育児休業取得先進企業への優遇策などにより、出産・育児後の復職・再就職の支援を充実させ、少なくとも、2017年には、出産・育児後に働くことを希望するすべての人が仕事に復帰することができるようにする。

（質の高い教育による厚い人材層）

成長の原動力として何より重要なことは、国民全員に質の高い教育を受け
る機会を保障し、様々な分野において厚みのある人材層を形成することである。すべての子どもが希望する教育を受け、人生の基盤となる力を蓄えるとともに、将来の日本、世界を支える人材となるよう育てていく。

このため、初等・中等教育においては、教員の資質向上や民間人の活用を含めた地域での教育支援体制の強化等による教育の質の向上とともに、高校の実質無償化により、社会全体のサポートの下、すべての子どもが後期中等教育を受けられるようにする。その結果、国際的な学習到達度調査において日本が世界トップレベルの順位となることを目指す。

また、高等教育においては、奨学金制度の充実、大学の質の保証や国際化、

大学院教育の充実・強化、学生の起業力の育成を含めた職業教育の推進など、
進学の機会拡大と高等教育の充実のための取組を進め、未来に挑戦する心を持って国際的に活躍できる人材を育成する。

さらに、教育に対する需要を作り出し、これを成長分野としていくため、
留学生の積極的受け入れとともに、民間の教育サービスの健全な発展を図る。

③ 国立大学法人化の検証に関して

- 国立大学法人の在り方に係る検証等について
- 「国立大学法人の在り方」に対する意見募集



平成22年1月21日

国立大学法人の在り方に係る検証等について

国立大学法人の在り方に係る検証等に着手するにあたって、以下のとおり、大学関係者、教職員をはじめ幅広く意見把握等を行うこととしましたので発表します。

1. 趣旨

国立大学の法人化以降約6年が経過し、来年度から第2期中期目標期間を迎える。

文部科学省では、各国立大学法人が社会・地域の期待に応えつつ、継続的・安定的に教育研究を実施し、充実した学生支援を行っていくため、法人化後の教育研究活動、学内の人的・物的・財政的資源の配分、大学附属病院、大学附置研究所・研究センター等の現状分析を行い、国立大学法人化の検証を進める。

2. 検証の進め方

有識者、全国立大学法人や国民からの意見聴取を通じて、必要な検証項目の検討を行うとともに、国立大学法人評価委員会にワーキンググループを設置し、国立大学法人化の成果と今後の課題を検証する。

(次頁あり)

<担当>

高等教育局国立大学法人支援課

課長 永山 賀久 (内線3383)

視学官 水田 功 (内線2046)

補佐 圓入 由美 (内線3752)

専門官 北野 允 (内線3753)

03-6734-3760 (直通)

3. 検証の方法

○国民からの意見聴取

- ・副大臣、政務官宛に国民から意見募集。(電子メールアドレス : kokuritu@mext.go.jp)

○有識者からの意見聴取

- ・鈴木副大臣の下で有識者等から以下の項目等について意見聴取。
 - ①国立大学法人制度全体の現状と課題
 - ②法人化後の教育・学生支援の現状と課題
 - ③法人化後の研究の現状と課題(附置研究所、共同利用機関含む)
 - ④法人化後の国立大学法人の運営及び運営に携わるスタッフの現状と課題
 - ⑤法人化後の大学附属病院の現状と課題

○全国立大学法人からの意見聴取

- ・必要な検証項目について、全大学から法人化後の状況を聴取。

○国立大学法人評価委員会における検証作業

- ・国立大学法人化の検証に関するワーキング・グループを設置。(1月20日に設置済)

4. 国立大学法人の運営の在り方に関する見直しの基本的な考え方のとりまとめ

- ・上述の検証結果を基に文部科学省において検討し、とりまとめて公表。

5. 主な検証項目(例)

(1) ガバナンスに関する事項

- ・組織・運営に関する事項
- ・教職員に関する事項
- ・内部監査機能に関する事項

(2) 資源配分に関する事項

- ・学内の資源配分に関する事項
- ・自己資金調達に関する事項 等

○「国立大学法人の在り方」に対する意見募集

(趣旨)

国立大学の法人化以降約6年が経過し、来年度から第2期中期目標期間を迎えます。

文部科学省では、引き続き、各国立大学法人が社会・地域の期待に応えつつ、継続的・安定的に教育研究を実施し、充実した学生支援を行っていくために、法人化後の教育研究活動、学内の人的・物的・財政的資源の配分、大学附属病院、大学附置研究所・研究センター等の現状分析を行い、国立大学法人化の検証を進めることとしています。

ついては、国立大学法人化の現状、成果、課題、今後改善すべき点等について、幅広く御意見をいただきたいと思っております。

具体的には、下記のとおり御意見を募集します。

今後の検証事項(例)

- (1) 法人化後の教育研究活動の成果・課題
- (2) ガバナンスに関する事項
 - ・組織・運営に関する事項
 - ・教職員に関する事項(人事関係含む)
 - ・内部監査機能に関する事項
- (3) 資源配分に関する事項
 - ・学内の資源配分に関する事項
 - ・自己資金調達に関する事項 等

記

◎御意見提出期限 : 平成22年3月末

※第1次募集期間として期限を設けますが、来年度以降も継続して意見募集を行う予定です。

◎御意見提出方法 : 電子メール

◎御意見提出先 : 担当副大臣・政務官(鈴木副大臣、高井政務官)、

メールアドレス: kokuritu@mext.go.jp

◎御意見提出様式 : 別紙

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。

「国立大学法人の在り方」に対する御意見

※項目ごとに該当する番号を電子メールにご記入の上、お送りください。以下の項目、御意見を記入したワープロソフト(ワードファイル、一太郎ファイル等)をメールでお送りいただいても構いません。

1 ご氏名: (任意でご記入下さい。)

2 性別: 1. 男 2. 女

3 年齢: 1. 10代、2. 20代、3. 30代、4. 40代、5. 50代、6. 60代以上

4 ご回答者の国立大学法人(大学共同利用機関を含む)との関係:

※複数該当がある場合は該当する番号全てを記入して下さい。

(1) 国立大学と関係のある方

1 国立大学の教職員

(ア 教員、イ 事務職員、ウ 技術系職員、エ その他)

(A 常勤、B 非常勤)

- 2 国立大学の学生
- 3 国立大学に在籍する学生の保護者
- 4 国立大学の卒業生
- 5 国立大学と共同研究等を実施、又は予定がある方
- 6 国立大学出身の卒業生を企業等組織で雇用している方
- 7 過去、国立大学に教職員として在籍された方(通算在籍年数 年)
- 8 その他(関係をご記入下さい:)

(2) 公私立大学と関係のある方

- 1 公私立大学の教職員
- 2 公私立大学の学生
- 3 その他

(3) その他((1)、(2)以外の方は、こちらをお答え下さい。)

- 1 就業されている方
- 2 就業されていない方

5 ご意見:

◎記入要領

※御意見は、下記の事項の例示を参考に、全体で1000字以内におまとめいただけましたら幸いです。一つでも複数でも結構です。

【例示】

- 国立大学法人制度全般の現状、成果、課題、今後改善すべき点等
- 法人化後の教育・学生支援の現状、成果、課題、今後改善すべき点等
- 法人化後の研究の現状、成果、課題、今後改善すべき点等
- 法人化後の国立大学法人の運営及び運営に携わるスタッフの現状、成果、課題、今後改善すべき点等

<input type="checkbox"/> (事項) ・○○○○
<input type="checkbox"/> (事項) ・
<input type="checkbox"/> (事項) ・
<input type="checkbox"/> (事項) ・

お問い合わせ先

高等教育局国立大学法人支援課

電話番号: 03-5253-4111(内線3753、3759)

④ 大学院教育振興施策要綱の検証に関して

○ 大学分科会大学院部会の審議状況について

○ 大学院教育振興施策要綱の更なる検証について

中央教育審議会大学分科会大学院部会の審議状況について

中央教育審議会では、平成17年に、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化等）、国際的通用性の確保や信頼性の向上を目指す「新時代の大学院教育（答申）」（以下「大学院答申」という。）を公表した。この答申に基づいて、平成18年に5年間の振興計画として「大学院教育振興施策要綱」（以下「施策要綱」という。）が策定されている。

現在、大学院部会では、4つのWG（人社系WG、理工農系WG、医療系WG及び専門職学位課程WG）を設置し、「大学院答申」と「施策要綱」に掲げられた提言と施策について、その進捗状況と課題を検証している。今後、この作業を通じて、大学院教育の方向性を明らかにし、平成23年度以降のための新たな「大学院教育振興施策要綱」を策定する予定である。

1 人社系、理工農系及び医療系の各ワーキンググループの検討状況

大学院部会の4つのWGのうち、人社系WG、理工農系WG及び医療系WGでは、課程別（修士課程・博士課程）、学問分野別に、大学への書面調査、ヒアリング及び訪問調査を実施し、「大学院答申」に掲げられた項目の進捗状況を検証している。

（検証項目）

- ・人材養成目的その他の教育研究上の目的の在り方
- ・体系的な教育課程の編成・コースワークの在り方
- ・博士の学位授与の在り方
- ・教員の教育・研究指導能力の在り方
- ・産業界等と連携した人材養成機能の在り方
- ・学生への修学上の支援の在り方
- ・若手教員の教育研究環境の在り方
- ・大学院の評価及び大学院の国際化の在り方
- ・大学院の規模の在り方

2 専門職学位課程ワーキンググループの検討状況

「大学院答申」では、専門職大学院の在り方の検討について、以下のとおり提起されている。

「専門職大学院制度は発足からいまだ日も浅いが、現在、その発展が積極的に図られている。その一方で、新たな制度としての専門職大学院の急速な広がりに伴う諸課題も浮かび上がってきており、このことは、専門職大学院の果たすべき役割とそれ以外の大学院の果たす役割、さらには学部段階の教育との関係も含めた大学全体に及ぶ課題も投げ掛けている。このため、専門職大学院（専門職学位課程）の実

績を見つつ、修士課程及び博士課程との関係等を踏まえて、その在り方については、今後、検討すべき課題であると考え。」

そこで、現在、専門職学位課程WGでは、専門職大学院の各種の現状（例：入学者選抜、在学者、修了者、教員組織、教育課程、学修支援体制、産業界や学協会等との連携、認証評価における取組）について調査している。

また、関係者へのヒアリングや実地調査を通じて、特徴的な傾向や特色ある取組を把握に努めている。

大学院教育振興施策要綱に関する更なる検証について

1. 趣旨

平成17年9月の答申「新時代の大学院教育」を踏まえ、平成18年3月に「大学院教育振興施策要綱」（以下、「施策要綱」という）が策定され、現在、大学院の実質化等に向けた諸施策が展開されている。

しかし、個別取組施策の実施・進捗が、各大学の大学院教育に具体的にどのような効果を及ぼしたのか、また、各大学院において施策要綱に掲げた取組等が浸透していない要因は何なのかといった、具体的なデータに即した分野ごとの検証や、教員や学生の意識の検証が、これまで十分に実施されているとは言い切れない。

このため、今後、分野別の作業グループにおける大学院の規模の在り方等についての検討や、本部会における平成23年度以降の新たなプラットフォーム策定に向けた検討に資するため、施策要綱に基づくこれまでの成果と課題の検証を、更に多角的に進めていく必要がある。

2. 検証方法、実施時期

- 施策要綱において整理された項目毎に、(a)各大学の取組状況、(b)各取組の実施を通じて得られた効果、(c)大学への施策の影響、及び(d)施策要綱で示した方向性の実現に向けて今後解決すべき課題等について、学問分野別・学位の種類別に把握・分析し、施策要綱の進捗状況について検証する。
- 具体的な検証方法としては、文部科学省が実施している調査結果等を整理・分析するほか、検証を行うための情報が十分でない場合においては、先導的の大学改革推進委託事業等を活用した調査や、中央教育審議会委員等によるヒアリング・分析等を追加で実施し、全体傾向のみならず、個別の大学院における実態把握や分析も行う。
- 上記調査・分析結果等は、事務局や審議会委員等から、分野別の作業グループまたは大学院部会に随時報告する。これらの報告を踏まえ、分野別の作業グループまたは大学院部会において、具体的な取組施策毎の検証を進める。
- 総合的な検証結果の取りまとめについては、平成21年度中を目途に大学院部会において実施する。

(参考)

現在、事務局では以下のデータ等を所持している。

- 各大学（研究科・専攻等）における人材養成目的の内容
- 各大学（研究科・専攻等）における具体的な教育取組（コースワークの工夫など）の事例
- 大学院教育の改善のための各種取組の実施の有無（平成20年4月時点、実質化状況調査）
- 大学院活動状況調査に基づく各種指標の推移（毎年度実施）
- 「グローバルCOEプログラム」採択機関における、教育研究活動状況の推移（入学状況、就職状況、研究成果、経済的支援の状況等）
- 博士課程（後期）での教育に対する、学生（学部生や既修了者含む）や企業等の意識（平成20年度先導的の大学改革推進委託事業）